

別記様式第一（第八条関係）

殿

年 月 日

印

整理番号

累 積 点 数 通 知 書

あなたの累積点数は、 年 月 日の交通違反（事故）で
点（行政処分の前歴 回）になりました。

今後、速度超過、信号無視などの交通違反をしたり、交通事故を起こしたりして基準に該当しますと、違反者講習を受けなければならぬこととなるか、運転免許の効力の停止又は取消しを受けることとなります。

なお、この違反の日から運転免許を受けている期間（運転免許の効力が停止されている期間を除きます。）が通算して1年となり、その期間の初日から末日までの間を無事故無違反で経過しますと、今までの点数は計算されないことになっておりますので、今後、交通違反（事故）をしないよう注意して運転して下さい。